

2019年1月
No.19-017a(山)※5

検査内容変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、下記項目につきまして検査内容を変更させていただきますので、取り急ぎご案内する次第です。

誠に勝手ではございますが、事情をご賢察の上、何卒ご了承の程お願い申し上げます。

敬具

記

■対象項目

- [6401] EB ウイルス DNA 定量
- [5814] EB ウイルス DNA 定性

※変更内容は裏面をご確認下さい。

■変更期日

- 2019年1月30日(水)受付日分より

■対象項目/変更内容

頁	項目コード	検査項目名	変更内容	新	旧
77	6401	EB ウイルス DNA 定量	検査項目名	EB ウイルス核酸定量	EB ウイルス DNA 定量
			検体量 (mL)	血液(EDTA-2Na 加)2.0 血清 0.8 血漿 0.8 髄液 0.8	血液(EDTA-2Na 加)5.0
			実施料 判断料	310 点(D023 7) ^{※次頁参照} 150 点(微生物学的検査)	
			保存方法 (安定性)	血液:冷蔵(14 日) 血清、血漿、髄液:凍結	冷蔵(10 日)
			基準値 (単位)	検出せず (コピー/mL)	2.0 × 10 ¹ 未満 (コピー/10 ⁶ cells)
			備考	血液:凍結保存は避けてください。他項目と～	凍結保存は避けてください。他項目と～
77	5814	EB ウイルス DNA 定性	検査項目名	EB ウイルス (EBV) -DNA 同定	EB ウイルス DNA 定性
			検体量	ぬぐい液 または 髄液 0.4mL または EDTA 加血液 5mL	EDTA-2Na 加血 2mL または 血清 0.5mL または 髄液 0.5mL または 患部ぬぐい液 または 組織 5mg
			基準値	検出せず	陰性
			所要日数	6～9 日	4～7 日(組織以外) 5～8 日(組織)
			報告形態	PCR 判定 タイプ A タイプ B VCA-IgG EBNA	判定のみ
			備考	材料が EDTA 加血液の場合は休日前受付不可。採血後、速やかに検体をご提出下さい。(原則として採血後 24 時間以内の検体を用います。)必ず遺伝子検査の専用検体としてご提出下さい。(同一検体での遺伝子検査以外の項目との重複は避けて下さい。)ぬぐい液は滅菌プラスチック軸の綿棒で拭い、綿棒を指定容器(容器番号 55)に入れてご提出下さい。	血液:凍結保存は避けてください。他項目との重複依頼は避けてください。材料が組織の場合、前処理方法が異なりますので、表示日数より 1 日～2 日所要日数を要します。本検査方法ではコンタミネーションの影響が大きくなっていますので、検体採取にあたっては十分ご注意ください。
			検査委託先	LSI メディエンス(→1)	エスアールエル(→5)

※留意事項(抜粋)

EBウイルス核酸定量は、以下のいずれかに該当する患者に対して、リアルタイムPCR法により実施した場合に算定する。

- (ア) 臓器移植後の患者については、移植後3月以内の場合は1週に1回、移植後1年以内の場合は1月に1回に限り算定する。ただし、移植後1年以内にEBウイルス核酸定量の測定を行い、核酸量の高値が認められた患者については、移植後1年以上経過した場合も、3月に1回に限り算定できる。
- (イ) 造血幹細胞移植後の患者であって、HLA型不一致の移植が行われた患者又は移植に伴い抗胸腺細胞グロブリンが投与された患者については、移植後3月以内の場合は1週に1回、移植後1年以内の場合は1月に1回に限り算定する。
- (ウ) 臓器移植後の急性拒絶反応又は造血幹細胞移植後の急性移植片対宿主病に対して抗胸腺細胞グロブリンが投与された患者については、抗胸腺細胞グロブリンの投与開始日から起算して2月以内の場合は1週に1回、6月以内の場合は1月に1回に限り算定する。
- (エ) 移植後リンパ増殖性疾患を疑う患者に対して、当該疾患の診断の補助又は診断された後の経過観察を目的として実施する場合に算定する。ただし、経過観察を目的とする場合は、当該疾患と診断された日から起算して1月以内の場合は1週に1回、6月以内の場合は1月に1回に限り算定する。
- (オ) 悪性リンパ腫又は白血病の患者に対して、EBウイルス陽性の確認又は確認された後の経過観察を目的として実施する場合に算定する。ただし、経過観察を目的とする場合は、悪性リンパ腫又は白血病と診断された日から1年以内に限り、1月に1回に限り算定する。
- (カ) 再生不良性貧血の患者であって、抗胸腺細胞グロブリンが投与された患者については、抗胸腺細胞グロブリンの投与開始日から起算して2月以内の場合は1週に1回、6月以内の場合は1月に1回に限り算定する。
- (キ) 慢性活動性 EB ウイルス感染症を疑う患者に対して、当該疾患の診断の補助又は診断された後の経過観察を目的に実施された場合は、1月に1回に限り算定する。